

◎平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者に係る手数料の免除及び還付に関する条例（条例第42号）

- 1 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者に係る手数料に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
- 2 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により著しい被害を受けたと認められる者（以下「被災者」という。）に係る次に掲げる条例に規定する手数料の免除について定めることとした。（第2条関係）
  - (1) 岩手県牛馬寄託手数料条例
  - (2) 岩手県種雄畜種付手数料条例
  - (3) 岩手県県税条例
  - (4) 公衆浴場法施行条例
  - (5) 旅館業法施行条例
  - (6) 屋外広告物条例
  - (7) 特殊車両通行許可申請手数料徴収条例
  - (8) 卸売市場条例
  - (9) 精神保健福祉センター条例
  - (10) 興行場法施行条例
  - (11) 化製場等に関する法律施行条例
  - (12) 浄化槽法施行条例
  - (13) 理容師法施行条例
  - (14) 美容師法施行条例
  - (15) クリーニング業法施行条例
  - (16) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例
  - (17) 温泉法施行条例
  - (18) と畜場法施行条例
  - (19) 食品衛生法施行条例
  - (20) 建築士法施行条例
  - (21) 岩手県産業廃棄物税条例
- 3 2(1)から(21)までに掲げる条例に規定する手数料を平成23年3月11日以後に被災者が納付した場合における当該手数料の還付について定めることとした。（第3条関係）
- 4 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例（条例第43号）

- 1 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者の権利利益の保全等を図るため、行政上の権利利益に係る満了日の延長及び履行されなかった義務に係る免責に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
- 2 定義について定めることとした。（第2条関係）
- 3 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置について定めることとした。（第3条関係）
- 4 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置について定めることとした。（第4条関係）
- 5 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 1 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により著しい被害を受けた者の生活再建の支援を目的として緊急に行う応急仮設住宅の買入れについて、議会の議決に付すことを要しないこととした。（附則第3項関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例(条例第45号)

1 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受けたと認められる者に対する入学選考料及び寄宿舎料の免除について定めることとした。(附則第5項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎職業能力開発校条例の一部を改正する条例(条例第46号)

1 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受けたと認められる者に対する入校検定料及び寄宿舎料の免除について定めることとした。(附則第4項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例(条例第47号)

1 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受けたと認められる者に対する入学検定料及び寄宿舎料の免除について定めることとした。(附則第3項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎農業大学校条例の一部を改正する条例(条例第48号)

1 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受けたと認められる者に対する入学検定料の免除について定めることとした。(附則第4項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎県立学校授業料等条例の一部を改正する条例(条例第49号)

1 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受けたと認められる者に対する入学選考料、通信制受講料及び寄宿舎料の免除について定めることとした。(附則第4項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)